

財務省告示第二百八十五号  
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）  
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定  
 により平成十九年八月一日に買入消却した国債の  
 名称等を別表のとおり告示する。

平成十九年八月二十四日

財務大臣

尾身 幸次

（別表）

合 計	年債利 券付 （二 十 庫	”	”	年債利 券付 （二 庫	称国 債の 名
	第 六 回	”	一第 回二 百四 十	回第 二 百 四 十	記 号
九 百 億 円	六 十 五 億 円	五 百 八 十 億 円	百 八 十 億 円	七 十 五 億 円	総額 面金 額の
	銭百 二二 厘円 九十九	八九 銭十 五厘 円七十	八九 銭十 二厘 円七十	二九 銭十 五厘 円八十	額面 たり 金額 の買 入円 格